

公益財団法人郡山市文化・学び振興公社管理運営施設（郡山市民文化センター）における自動販売機による清涼飲料水等の販売設置運営事業者募集要項

郡山市民文化センター（指定管理者：公益財団法人郡山市文化・学び振興公社（以下「公社」という。））では、令和8年4月1日より施設内における自動販売機による清涼飲料水の販売設置運営事業者（以下「事業者」という。）を以下条件の下で募集します。

制限付き一般競争入札により、自動販売機設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要項及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

1 募集事業者

2に記載の設置場所における自動販売機による清涼飲料水等の販売を行う事業者

2 設置場所

郡山市民文化センター（郡山市堤下町1番2号）施設内（設置場所の詳細は別紙参照）

（1）グループ1

設置場所	設置予定数
1階談話コーナー	1台
2階談話室	1台
4階会議室フロア	1台

（2）グループ2

設置場所	設置予定数
1階大ホールホワイエ	1台
1階エントランスホール	1台

3 応募に必要な資格

応募できる事業者は、市内に本店、支店、または営業所、事業所等を有する法人とし、個人にあっては市内に事業所等を設けて事業を営んでおり、6に記載のある条件を満たすことが可能な事業者であり、また、次の各項に掲げるとおりとする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）法人格を有する団体又は個人で、市税等の滞納が無いこと。

（3）自動販売機（同様の販売品目）の設置業務について、3年以上の管理及び運営の実績を有していること。

（4）役員等が、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2

号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事更生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

4 設置期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年）

5 運営条件

(1) 自動販売機本体・販売品目

- ① デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なものでないこと
- ② 日本産業規格(JIS規格)の据付基準を遵守し、転倒防止対策を施すこと。
- ③ ユニバーサルデザイン仕様の機種とすること。
- ④ 販売品目は、季節に応じた品目とし、酒類及びその類似品を除くこと。
- ⑤ 販売品目は、蓋がついているものとすること。
- ⑥ キャッシュレス対応の機種とすること。

(2) 維持管理責任

- ① 自動販売機への商品の補充、衛生管理、保守修理及び売上金の回収等については、事業者が責任をもって行うこと。
- ② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅延なく手続きを行うこと。
- ③ 自動販売機は故障時等の連絡先を明記し、故障や問合せ、苦情等については、事業者の責任において迅速に対応すること。
- ④ 販売する飲料等の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、事業者の責任で適切に回収し、リサイクルすること。
- ⑤ 硬貨選別装置及び紙幣認識別装置のプログラム改変により、偽造通貨及び偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。
- ⑥ 盗難事故や破損事故等による損害は、公社の責に帰する事が明らかな場合を除き、全て事業者が負うこと。
- ⑦ その他詳細については、事業者と公社との間で協議のうえ取り決めるものとする。

6 その他

(1) 公社は、事業者の業務に関して第三者との間に生じる債権債務については、一切責任を負わない。

(2) 事業者は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、その他担保の用に供することはできない。

(3) 公社は次の各号に該当するときには、契約を取り消し、または変更することができる。

- ① 天変地異等により自動販売機の設置場所が使用不能になったとき。
- ② 事業者が契約条件に違反したとき。
- ③ 事業者が応募者の資格及び要件を満たさなくなったとき。
- ④ 公社が、設置場所を公共に供する必要が生じたとき。
- ⑤ 郡山市が、公社との指定管理者の指定を取り消した場合。

(4) 契約が終了した場合には、事業者と公社と協議のうえ、直ちに事業者の負担で原状回復すること。

7 費用負担

事業者は、以下に掲げる経費を負担すること。

(1) 貸付料

自動販売機の売上(販売本数×販売価格(税込))に貸付料歩合率《落札した率》を乗じて得た金額(円未満切り捨て)を納付すること。納付にあたっては、当該月の売上実績を翌月 10 日までに速やかに報告し、その実績報告書を基に施設管理者が発行する請求書に基づき指定する期日までに支払うこと。振込による支払いの場合は、事業者が振込手数料を負担すること。

(2) 電気使用負担金

電気使用量計測用子メーターを用いて電気使用量を計測する。メーターの設置、電気使用料金は事業者による自己負担とし、支払い方法は貸付料と同様とする。

(3) その他必要な経費

自動販売機の設置、交換、移動、撤去、安全対策、維持管理、保健所への届出、電力使用量計測用子メーター設置費用等に要する経費は事業者による自己負担とする。

8 入札に付する事項

(1) 自動販売機の貸付場所、設置台数及び貸付料の最低歩合率

物件番号	施設名 (所在地)	設置場所	貸付面積 (設置台数)	貸付料の 最低歩合率
1	郡山市民文化センター (郡山市堤下町1番2号) (グループ1)	1階談話コーナー 2階談話室 4階会議室フロア	計 5.64m ² (各場所1台) (計3台)	20%
	郡山市民文化センター (郡山市堤下町1番2号) (グループ2)	1階大ホールホワイエ 1階エントランスホール	計 4.24m ² (各場所1台) (計2台)	

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで（2年）

9 入札参加申請

入札に参加希望する者は、入札参加申請書（様式1号）を提出する。

10 提出書類

(1) 入札前の提出書類

提出書類		法人	個人
1	入札参加申請書	○	○
2	誓約書	○	○
3	設置する自動販売機のカタログ	○	○

11 提出期限

令和8年2月19日（木）午後5時まで

※郵送の場合は、令和8年2月19日 当日必着

提出先：郡山市民文化センター（〒963-8878 郡山市堤下町1番2号）

12 現場説明会日時及び場所

日時 令和8年2月26日（木）午前の部：10：00～ 午後の部：14：00～

場所 郡山市民文化センター（郡山市堤下町1番2号）

申込 説明会に参加を希望される方は、予めお電話をいただきますよう、お願ひいたします。説明会への参加は必須ではありません。

13 入札日時及び場所

入札名：公益財団法人郡山市文化・学び振興公社管理運営施設（郡山市民文化センター）における自動販売機による清涼飲料水等の販売設置運営事業者募集

日 時：令和8年3月3日（火）午前10時00分

場 所：郡山市堤下町1番2号

郡山市民文化センター 4階 第1会議室

(1) 入札時の提出書類

提出書類		法人	個人
1	貸付料歩合率	○	○
2	委任状（代理人の場合）	○	○

14 決定方法について

(1) 入札時において、公社が設定する貸付料の最低歩合率以上で、提案歩合率が高い

順に2者まで決定する。

- (2) 2者決定の場合、設置場所に係る2つのグループの内、貸付料歩合率の高い者が、優先的に一方のグループを決めることができ、次点の者が、もう一方のグループに決定するものとする。なお、決定した者が1者の場合は、その1者がグループ1及びグループ2に決定するものとする。
- (3) 入札時の貸付料率が同一の場合は、抽選とする。

別紙

自動販売機設置場所 詳細

郡山市民文化センター施設内

設置場所・台数・面積（蓋付飲料限定、回収ボックスを含む）

グループ1 計3台

1階談話コーナー 1台 設置面積 2.12 m²

2階談話室 1台 設置面積 1.76 m²

4階会議室フロア 1台 設置面積 1.76 m²

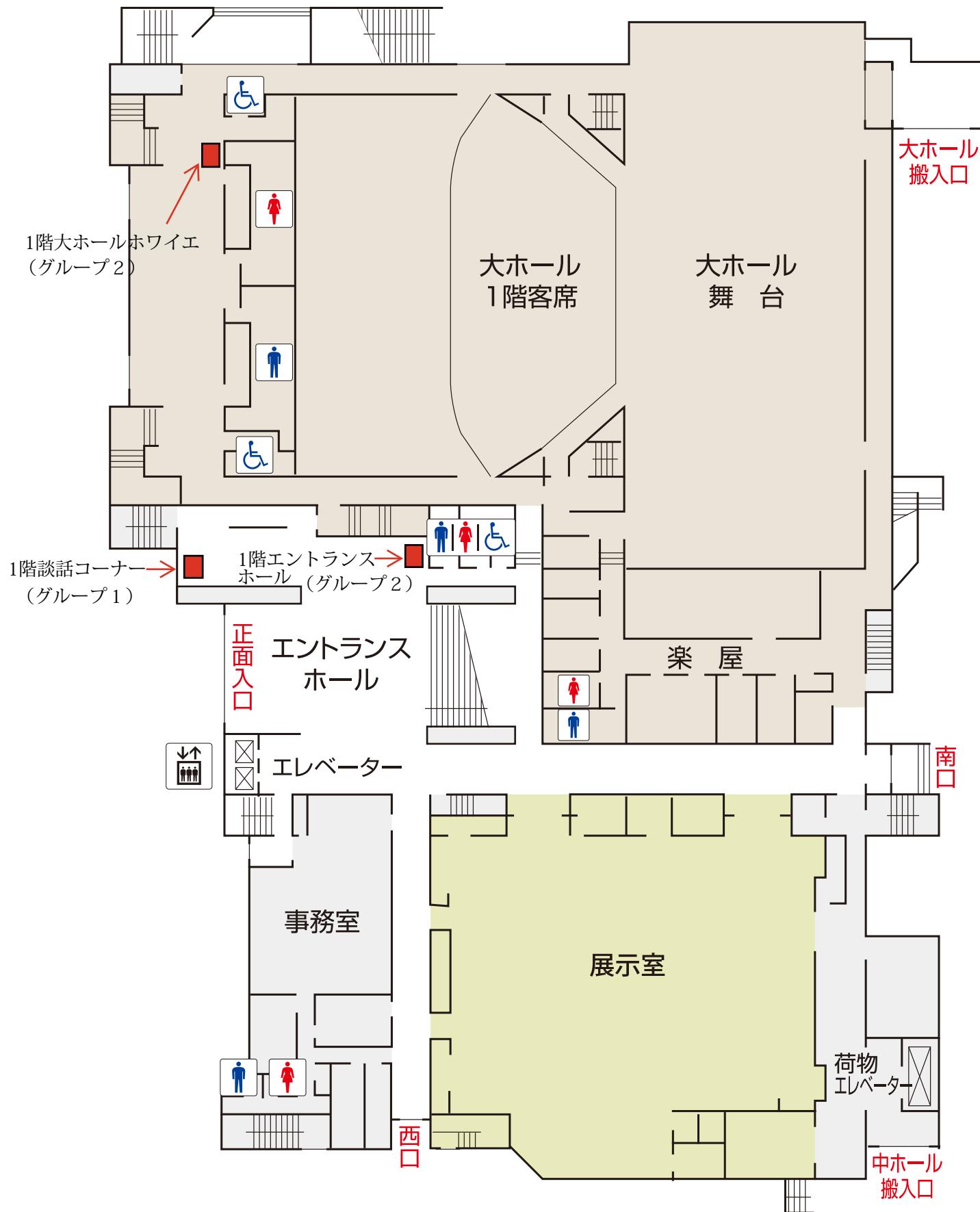
グループ2 計2台

1階大ホールホワイエ 1台 設置面積 2.12 m²

1階エントランスホール 1台 設置面積 2.12 m²

※設置予定場所・・・別添図面  印の場所

1F



2F



4F

